

衆議院法務委員会ニュース

平成 28.5.13 第 190 回国会第 17 号

5 月 13 日（金）、第 17 回の委員会が開かれました。

1 ①外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案（内閣提出、第 189 回国会閣法第 30 号）

②出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（内閣提出、第 189 回国会閣法第 31 号）

- ・両案及び①に対する吉野正芳君外 3 名（自民、民進、公明）提出の修正案について、岩城法務大臣、盛山法務副大臣、堂故文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。

（質疑者及び主な質疑内容）

階 猛君（民進）

- ・入管法改正案による罰則の強化は、構成要件から見て、難民認定申請者の一定数がその対象となると思われることから、難民認定されれば刑が免除される規定があることから、処罰のために難民認定をしないという運用につながるものが危惧されるが、これに対する法務大臣の見解を伺いたい。
- ・裁判によらなければ在留資格取消処分を争えないのは酷であり、在留資格取消事由を拡大するに当たり、在留資格取消処分を行政不服審査法の対象に含めるべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・入管法改正案による罰則の強化には、恣意的な運用の懸念があることから、適切に訴追権を行使できる質の高い法曹が必要である。しかしながら、法科大学院の受験者数が減少していることなどから、質の高い法曹の確保のため、法科大学院修了者に限らず司法試験の受験資格を認めるべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

井出庸生君（民進）

- ・技能実習生の転籍に関しては、受入先が見つかるかが問題となることから、平時より監理団体が実習実施者の技能実習生受入れの余力を明確に把握し、受入れの枠を確保しておくことについて、見解を伺いたい。
- ・実習実施者に対する実地検査の実施に当たっては、職員の態勢に限りがあることは承知しているが、3年に1回程度ではなく、検査の頻度を高めるとともに、抜き打ちでも実施していただきたいと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・介護の技能実習を行う場合、入国時に日本語能力試験「N4」を要件とし、「N3」を望ましい水準とすることから、二国間取決め作成に当たっては、送出国における日本語教育の充実を盛り込むことを要望していただきたいと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・今後の外国人労働者受入れの中長期的な議論において、技能実習制度の総括を行い、存続、縮小又は廃止について検討する必要があると考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

清水忠史君（共産）

- ・技能実習生に対する人権侵害や労働関係法令違反行為の根絶が技能実習法案の目的の一つであることを、法務大臣に確認したい。
- ・実習実施者による技能実習生に対する不適正な行為を撲滅するためには、その実態を的確に把握する必要があると考えるが、今後、技能実習生の手取り賃金と意に反して帰国させられる技能実習生の人数の統計を取ることにについて、法務大臣の決意を伺いたい。

畑野君枝君（共産）

- ・実習実施者や監理団体等による不適切な行為について、技能実習生が主務大臣や労働基準監督署に申告した場合に、申告に対する回答を技能実習生の母国語できちんと行う必要があると思うが、どのような対応を行っており、今後行っていくのか、厚生労働省に伺いたい。
- ・実習先の企業が倒産した場合、技能実習生が賃金を受け取れないという事例もあるようだが、倒産した場合の技能実習生に対する賃金保障について、どのような対策を行っているのか、厚生労働省に伺いたい。
- ・監理団体等の不適切な行為が原因で失踪し、所定の活動を行っていない技能実習生について、直ちに退去強制手続がとられるようなことはあってはならないことであるから、入管法改正案の逃亡すると疑うに足る相当の理由の判断が恣意的に行われてはならないと考えるが、法務大臣の所見を伺いたい。

本ニュースは、速報性を重視した概要版として事務局において作成しているものです。

詳細な内容については会議録を御参照ください。